令和７年度 第１期
札幌市求人情報発信補助金
申請の手引き

令和7年5月

札幌市経済観光局

経営支援・雇用労働担当部 雇用労働課

目次

補助の概要 …… p. 2
申請から交付までの流れ …… p. 6
１．申請の前に …… p. 7
２．専門家派遣（求人掲載前）の申込 …… p. 9
３．申請 …… p. 10
４．交付決定（事業実施期間のはじまり） …… p. 12
５．事業（求人掲載）実施 …… p. 12
【事業内容の変更及び中止について】 …… p. 12
【支払いについて】 …… p. 12
【実績報告書提出のための準備】 …… p. 12
６．専門家派遣（求人掲載後）の申込 …… p. 13
７．実績報告 …… p. 14
８．金額確定 …… p. 15
９．入金 …… p. 15
よくある質問【Ｑ＆Ａ】 …… p. 16
記載例 …… p. 18

【はじめに】
　この「申請の手引き」は、「令和７年度札幌市求人情報発信補助金」の申請に必要な手続きについて、わかりやすく解説したものです。
　申請にあたっては、必ず「交付要綱」をご確認ください。

【注意】　行政書士法第１条の２・第 19 条・第 21 条にて、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類等を作成することを業と定められており、行政書士又は行政書士法人でない者は、業としてこれらの業務を行うことが出来ないとされています。これに違反した場合、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられることとなっていますので、ご注意ください。

補助の概要

１．目的

広告媒体を活用して人材確保を目指す市内中小企業において、人手不足が深刻な職種（人手不足職種）の人材確保を支援することを目的とする。

２．補助対象者

詳細については、ｐ．７「■対象となる事業者の確認」をご参照ください。

３．補助対象事業

⑴ 広告媒体（就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として掲載することが可能な新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌、チラシ等であり、有料にて掲載を行うもの）を活用して市内で勤務する人手不足職種の人材確保を目指す事業で、補助金交付決定日から令和７年９月30日（火）までの間で、広告媒体へ掲載し、かつ掲載を終了するもの。

※既に実施済み又は実施中の事業については対象外

⑵ 専門家派遣（コンサルティング支援）について、求人掲載前（交付申請前）及び求人掲載後（実績報告前）の２回受けること。

■「人手不足職種」の詳細

職業分類表		
大分類	中分類	小分類
研究・技術の職業	008　建築・土木・測量技術者	01　建築設計技術者 02　建築施工管理技術者 03　建築技術者（設計・施工管理を除く） 04　土木設計技術者 05　土木施工管理技術者 06　土木技術者（設計・施工管理を除く） 07　測量技術者
保育・教育の職業	029　保育士、幼稚園教員	01　保育士 02　幼稚園教諭 03　保育教諭
	030　学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	01　学童保育指導員 02　児童館指導員 03　保育補助者、家庭保育者

福祉・介護の職業	049　福祉・介護の専門的職業	01　社会福祉施設管理者 02　福祉相談・指導専門員 03　老人福祉施設指導専門員 04　障害者福祉施設指導専門員 05　児童福祉施設指導専門員 06　他の社会福祉施設指導専門員 07　介護支援専門員（ケアマネジャー） 08　訪問介護サービス提供責任者 09　障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 10　福祉用具専門相談員 99　その他の福祉・介護の専門的職業
	050　施設介護の職業	01　高齢者入所型施設介護員 02　高齢者通所型施設介護員 03　障害者福祉施設介護員 99　その他の施設介護の職業
	051　訪問介護の職業	01　訪問介護員 02　訪問入浴介助員
サービスの職業	055　飲食物調理の職業	01　日本料理調理人 02　西洋料理調理人 03　中華料理調理人 04　各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く） 05　飲食チェーン店等調理員 06　学校給食調理員 07　給食等調理員（学校を除く） 08　調理補助者、調理人見習 09　バーテンダー 99　その他の飲食物調理の職業
警備・保安の職業	059　警備員	01　施設警備員 02　道路交通誘導員、雑踏警備員 99　その他の警備員
	062　看守・消防員	01　看守 02　消防員
	063　その他の保安の職業	99　その他の保安の職業
製造・修理・塗装・製図等の職業	075　機械整備・修理工	01　はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工 02　電気機械器具整備・修理工

		03　自動車整備・修理工 04　輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く） 05　計量計測機器・光学機械器具整備・修理工
配送・輸送・機械運転の職業	083　貨物自動車運転の職業	01　大型トラック運転手 02　中型・小型トラック運転手 03　トレーラートラック運転手 04　ダンプカー運転手 99　その他の貨物自動車運転の職業
	084　バス運転の職業	01　路線バス・貸切バス運転手 02　送迎バス運転手
	085　乗用車運転の職業	01　自家用乗用車運転手（役職員送迎） 02　自家用乗用車運転手（利用者送迎） 03　タクシー・ハイヤー運転手（介護タクシーを除く） 04　介護タクシー運転手 99　その他の乗用車運転の職業
	086　その他の自動車運転の職業	99　その他の自動車運転の職業
建設・土木・電気工事の職業	092　土木の職業	01　建設・土木作業員 02　舗装作業員 03　鉄道線路工事作業員 04　ダム・トンネル掘削作業員
運搬・清掃・包装・選別等の職業	096　清掃・洗浄作業員	01　ビル・建物清掃員 02　ハウスクリーニング作業員 03　旅館・ホテル客室清掃整備員 04　道路・公園清掃員 05　ごみ収集・し尿汲取作業員 06　産業廃棄物収集作業員 07　乗物洗浄・清掃員 99　その他の清掃・洗浄作業員

【出典】独立行政法人労働政策研究・研修機構「第5回改定厚生労働省編職業分類職業分類表」

4．交付条件　※⑴及び⑵を満たすこと

⑴ 令和７年10月31日（金）までに事業を完了すること。（事業完了とは広告媒体への掲載が終了し、かつ採用活動及び掲載料の支払いが完了した状態をいう。ただし、広告媒体への掲載については、令和７年９月30日（火）までに掲載を終了すること。）

⑵ 補助金を申請するに当たり、採用支援に関する専門家派遣（コンサルティング支援）を２回【求人掲載前（補助金申請前）に１回、求人掲載後（採用活動後）に１回】受けることが必須となります。

５．補助対象経費

「３．補助対象事業」に係る掲載料

※消費税及び地方消費税相当額は含まない。

※下記経費は、対象外となります。

・無料広告

・自社ＨＰに掲載する求人広告

・主要求人媒体が特定できないサービス(複数の求人媒体をＡＩや代理店が運用するサービス)の広告掲載料

６．補助率及び補助金額

補助率：補助対象経費の１／２

補助上限額：15 万円（対象経費 30 万円）

７．申請受付期間

令和７年５月７日（水）～令和７年７月 11 日（金）

※　先着順で受付し、順番に審査を行い、交付を決定

※　補助金の交付決定額が予算額に達した時点で、申請受付を終了

８．お問合せ先（各種書類提出先）

札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター（愛称：はたサポ）

所在地	〒001-0024 札幌市北区北 24 条西５丁目　札幌サンプラザ１階
電話番号	011-219-1331
メールアドレス	sapporo.tw@pasona.co.jp　※申請書・報告書提出はメール不可
ホームページ	https://www.sapporo-telework.jp
開所時間	平日９：00～17：00（祝日・年末年始を除く） ※最終受付 16：30

来所にて申請・相談する際は、電話にて事前予約のうえお越しください。なお、郵送で申請する場合は、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で発送してください(申請期間内に必着)。

申請から交付までの流れ

1．申請の前に→p.7

・補助の概要「人手不足職種」→p.2
・補助の概要「補助対象経費」→p.5
・対象となる事業者の確認→p.7

※申請書提出前にコンサルティング支援を受けてください。
令和７年６月13日（金）までに申込みをお願いします。

2．専門家派遣（求人掲載前）の申込→p.9

3．申請→p.10　記載例→p.18

【補助金申請受付期間】
令和７年５月７日（水）
～令和７年７月11日（金）

・申請書に添付する書類→p.10
・交付決定までには約２週間かかります

【求人掲載期間】※期間内に収まること
交付決定日～令和７年９月30日（火）

4．交付決定（事業実施期間のはじまり）→p.12

・交付決定通知書が郵送されます

5．事業（求人掲載）実施→p.12

【事業実施期間】
交付決定日～令和７年10月31日（金）

実施期間中に申請内容の変更が生じた場合→p.12

6．専門家派遣（求人掲載後）の申込→p.13

※求人掲載後（実績報告前）にコンサルティング支援を受けてください。
実績報告書提出までに受けることが必須要件となります。

7．実績報告→p.14　記載例→p.24

【実績報告提出期限】
令和７年11月14日（金）
ただし、広告媒体への掲載の終了、採用活動及び掲載料の支払いの完了、並びに求人掲載後コンサルティング支援が終了した場合は、提出期限を待たずに実績報告書を提出することが可能です。

必要書類を用意、報告書を作成・提出→p.14

8．金額確定（報告書提出から約２週間後）**→p.15**

金額確定通知書が郵送されます

9．入金（金額確定から約３～４週間後）**→p.15**

1．申請の前に

■対象となる事業者の確認

以下のチェック１～３でいずれもチェックが入る事業者が対象です。

□チェック１：　下記の１または２のいずれかに該当する「中小企業等」である。

１．中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項各号に掲げる会社及び個人
※いわゆる「みなし大企業」に該当する場合を除きます。

中小企業基本法における中小企業の範囲 ＡまたはＢの要件を満たす企業が中小企業となります。		
業　種	Ａ.資本金または出資金額	Ｂ.常時雇用する従業員
小売業（飲食店を含む）	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸　売　業	１億円以下	100 人以下
その他の業種	３億円以下	300 人以下

※「みなし大企業」とは
・発行済株式の総数または出資金額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者
・発行済株式の総数または出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者
・大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

２．常時雇用する従業員が 100 人以下の法人等

法人等	根拠法令
一般社団法人及び 一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 22 条または第 163 条の規定により設立した法人等
弁護士法人	弁護士法第 30 条の２第１項で定めるもの
監査法人	公認会計士法第 34 条の２の２第１項に定めるもの
税理士法人	税理士法第 48 条の２で定めるもの
行政書士法人	行政書士法第 13 条の３で定めるもの
司法書士法人	司法書士法第 26 条で定めるもの
特許業務法人	弁理士法第 37 条第１項で定めるもの
社会保険労務士法人	社会保険労務士法第 25 条の６で定めるもの
土地家屋調査士法人	土地家屋調査士法第 26 条で定めるもの
医療法人	医療法第 39 条で定めるもの
学校法人	私立学校法第３条で定めるもの
社会福祉法人	社会福祉法第 22 条で定めるもの
中小企業団体	中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に定めるもの
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第２条第２項で定めるもの。
労働者協同組合	労働者協同組合法に基づいて設立した法人
その他市長が適当と認めるもの	

□チェック２：　次の各号のいずれにも該当しない

⑴　同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とする者
⑵　特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者
⑶　後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者
⑷　宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
⑸　その他市長が不適当と認めるもの

□チェック３：　次の各号のいずれにも該当する

⑴　過去（令和６年度）に本市の求人情報発信補助金の交付を受けた事業者ではない。
⑵　令和７年度において、求人情報発信に係る他の補助制度の交付を受けた事業者ではない。
⑶　市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
⑷　令和７年度の本補助金において、同代表者が重複して申請又は交付決定を受けていないこと(代表者が同一の場合、いずれか１社のみ申請可)。
⑸　国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの４分の１以上の出資を受けている者でないこと。
⑹　市税を滞納している者でないこと。
⑺　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
⑼　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条に規定する政治団体に該当する者でないこと。
⑽　補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
⑾　重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

【本社が札幌市外の場合】

本社所在地は札幌市外であっても、札幌市内の事業所が募集・採用し、勤務地が札幌市内の人材の採用に関する経費については補助対象となりますが、札幌市に法人市民税における法人設置の届出が済んでいることが要件となります。 市税の納税証明書（指名願）により事業実態（札幌市内において継続的に事業を実施していること）を確認します。

2．専門家派遣（求人掲載前）の申込

補助金の申請にあたって、採用支援に関する専門家より「求人掲載前（交付申請前）」と「求人掲載後(実績報告前)」の２回、コンサルティング支援を受けていただくことが必須要件となります。

※申請書提出前に求人掲載前（交付申請前）のコンサルティング支援を受けてください。

令和７年６月 13 日（金）までに申込みをお願いします。

【相談時間】　１回につき１時間程度

【相談方法】　オンライン（もしくは対面）

【相談内容（求人掲載前）】

採用力向上に向けたアドバイス、申請前のサポートを行います。

＜内容＞

●利用する求人媒体についての相談

●募集する求人・職種の確認（対象の人手不足職種に該当しているか）

●採用についての課題・相談

●効果的な求人票の書き方

※専門家派遣（求人掲載後）についてはｐ.13 をご参照ください。

【申込方法】

お申し込みの際は「専門家派遣申込書」をご提出ください。札幌市公式ホームページからオンラインで申込が可能です。

以下の札幌市公式ホームページをご参照ください。

https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/kyujinjoho.html

申込後に、当センターから日程や相談内容について確認の連絡をいたします。

■専門家には、どのような相談ができるの？

●自社に必要な人材とは？

●効果的な求人情報の書き方とは？

●自社にとって適切な広告媒体がわからない。

3.申請

申請に必要な書類は以下のとおりです。

申請期間：令和7年5月7日（水）～令和7年7月11日（金）

	提出書類	確認・留意事項
1	令和７年度札幌市求人情報発信補助金交付申請書(様式１)	◎ｐ.18、19 の記載例も必ずご参照ください。
2	令和７年度札幌市求人情報発信補助金事業計画書（様式２）	◎ｐ.20 の記載例も必ずご参照ください。
3	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本	◎申請日より３か月以内に発行された原本
	（個人事業主の場合）開業届の写し	◎紛失等により申請時点でご用意いただくことが難しい場合は、再発行までの間、「直近の確定申告書（控）の写し」で一時的に代用できるものとします。
4	直近の市税の納税証明書（指名願）原本　※	◎申請日より３か月以内に発行された原本 ◎市税事務所及び札幌市役所２階の税証明窓口で取得可能です。 ◎納税証明書(指名願)の原本を提出できない場合は、申請受付できませんのでご注意ください。
5	事業に要する経費およびその内訳が確認できる書類	◎求人媒体企業や広告代理店の見積書 ◎可能な限り、経費内訳（プラン名、オプション名、掲載期間、掲載開始予定日、発行日）などがわかるもの
6	その他市長が必要と認めるもの	

■提出書類について（申請・報告共通）

- 提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- 電子申請では、受付しておりません。書面にて提出してください。(郵送かセンター持参)
- いったん申請を行った補助金等の再申請は原則できません。
- 審査の結果、交付決定されないことや、交付申請額から減額して交付決定すること、交付決定額から減額して補助額を確定することがあります。
- 申請書と添付書類がすべて揃い、内容に不備が無いことを確認した時点で、申請書の正式申請日（申請受理日）となります。
- 様式は以下の URL よりワードファイルをダウンロードできます。
  （札幌市公式 HP：https://www.city.sapporo.jp/keizai/telework/kyujinjoho.html）
- 申請書、実績報告書、領収書において単価、補助対象経費、補助金額の記載に使用できる通貨の単位については、日本国通貨（円）に限ります。

● 申請書類確認完了後に、当センターから「受付票」をメールでお送りいたしますので、受領確認のため当該メールへの返信をお願いいたします。

■提出方法■（申請書・報告書共通）
書類を簡易書留やレターパックなど追跡が可能な方法で郵送するか、電話にて事前予約の上、当センターにご持参ください。（提出期間終了日必着）。センター所在地、宛先はｐ．５を参照ください。

※　市税の納税証明書の取得について

市税事務所もしくは札幌市役所２階の税の証明窓口において取得可能です（税務署で取得可能な所得税の納税証明とは異なります）。

所得(市・道民税)証明・納税証明・課税証明請求書に必要事項を記載し、市税事務所もしくは札幌市役所２階の税の証明窓口へ提出してください。

請求書は下記ホームページからダウンロードできます。

https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/search/procedure_view.asp?ProcID=387

所得証明・納税証明・課税証明請求書には、下図のように記載してください。

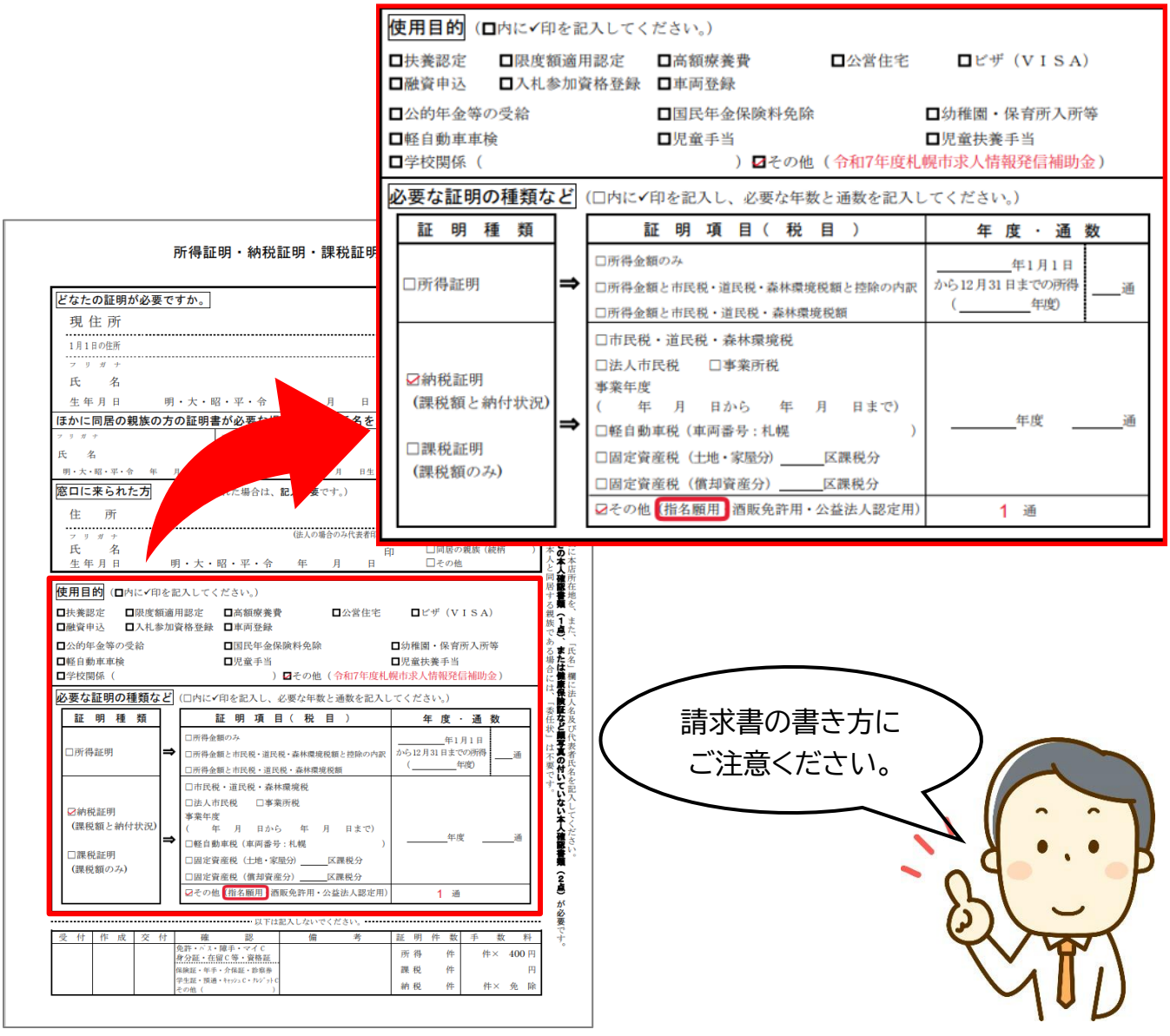

４.交付決定（事業実施期間のはじまり）

申請書提出から交付決定まで約２週間かかります。交付決定通知書は郵送となります。交付決定前に開始した求人掲載は補助の対象外となりますのでご注意ください。

事業の実施期間:　交付決定日　～　令和７年10月31日(金)

５.事業（求人掲載）実施

事業実施期間内に以下の①～③をすべて行う必要があります。

①広告媒体への掲載の開始及び掲載の終了
②採用活動の実施及び完了
③掲載料の支払いの完了

【事業内容の変更及び中止について】

１.補助対象事業変更・中止承認申請書（様式５）の提出が必要なケース

- 申請者情報（代表者や事業所所在地）を変更する場合
- 申請した求人の職種を変更（追加、削除を含む）する場合
- 事業の全部または一部を中止する場合

２.補助対象事業変更・中止承認申請書（様式５）の提出が不要なケース【軽微な変更】

以下の軽微な変更であれば変更申請を経ずに事業の実施が可能です。また、以下の軽微な変更があった場合は、実績報告書（様式７）・事業実施結果（様式８）に変更理由の記載が必要です。

①求人情報を掲載した広告媒体を変更する場合
②申請金額が減額される場合
③広告依頼先（広告媒体企業や広告代理店）を変更する場合

【支払いについて】

事業実施期間の終了日までに支払（銀行振込の場合は相手方への入金）が完了していない経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

【実績報告書提出のための準備】

実績報告書（様式７）に添付が必要な書類について、あらかじめｐ.14 を確認ください。

６.専門家派遣（求人掲載後）の申込

求人掲載後の応募状況の確認や改善、事業実施後のフィードバックのため、採用支援に関する専門家を派遣します。

※求人掲載後（実績報告前）にコンサルティング支援を受けてください。
実績報告書提出までに受けることが必須要件となります。
求人広告掲載中、採用活動中でも支援可能です。

【相談時間】　１回につき１時間程度
【相談方法】　オンライン（もしくは対面）
【相談内容（求人掲載後）】
求人掲載・採用活動の振り返りやフォローアップを行います。
＜内容＞
●掲載結果に対する課題検証
●今後の採用活動に向けての助言など

【申込方法】
お申し込み方法については、別途当センターよりご連絡いたします。

■専門家には、どのような相談ができるの？
●掲載中の応募状況を踏まえた相談
●採用につながった要因は？
●求人掲載先の広告媒体は適切だったか。
●専門家からのアドバイスは有効だったか。

7.実績報告

実績報告にあたって必要な書類は以下のとおりです。

実績報告書　提出期日：　令和７年 11 月 14 日（金）

	提出書類	確認・留意事項
1	**補助対象事業実績報告書(様式７)**	◎ｐ.24、25 の記載例も必ずご参照ください。
2	**事業実施結果(様式８)**	◎ｐ.26、27 の記載例も必ずご参照ください。
3	**領収書の写し**	**◎振込証明書、コンビニ受領書の写しでも可。** ◎宛名（法人・団体名)、支払日、経費の内訳がわかるもの ◎内訳がわからない場合は、内訳がわかる下記書類も併せて提出すること。
4	**経費内訳を確認する書類（請求書等の写し）**	◎経費内訳（プラン名、オプション名、掲載期間、掲載開始日、発行日等）がわかる資料をご提出ください。 ◎クリック課金媒体で請求書等に内訳記載が無い場合は、別途クリック課金内訳資料（広告名、クリック数、課金内訳詳細がわかるもの）をご提出ください。
5	**利用した広告媒体における実際の求人掲載画面又は求人掲載誌面の写し**	**◎広告掲載期間中に、利用求人媒体の実際の求人掲載画面又は求人掲載誌面の写しをご準備ください。(Web 求人ページを印刷したもの、求人誌面のコピー等)** ◎求人広告元原稿や採用管理ツールの求人ページの写し等は、不可。 ◎求人タイトル(職種名)・企業名・勤務地・業務内容・雇用形態等、求人広告画面(紙面)の全ページの写しをご提出ください。 ◎複数の求人広告(雇用形態、勤務地の別など)を掲載の場合は、全ての求人掲載画面(紙面)の写しをご提出ください。
6	**口座名義を確認できる資料**	入金を希望する銀行口座について、通帳の１ページ目の写しなど、銀行名、取引支店名、口座名義（カナ)、口座番号、口座種別が確認できる資料をご提出ください。
7	**その他市長が必要と認めるもの**	

■提出方法■
書類を簡易書留やレターパックなど追跡が可能な方法で郵送するか、電話にて事前予約の上、当センターにご持参ください。(提出期間終了日必着)。センター所在地、宛先は p.5を参照ください。

■注意点■
1．現金または振込払い（支払い方法の明記がないものを含む）で５万円以上の領収書を提出する場合は、電子領収書を除き、収入印紙貼付が必要です（収入印紙がないものは領収書として認められません）。
2．期日までに不備のない実施結果報告書及び添付書類の提出がない場合は、原則交付決定を取り消しますので報告漏れの無いようご注意ください。

8.金額確定

提出があった実績報告書等を審査し、補助金額を確定します。
また、金額確定通知書は提出から約２週間後に郵送となります。

9.入金

金額確定通知書郵送後、補助対象事業実績報告書(様式７)に記載の口座へ入金の処理を行います。目安として金額確定通知日から約３～４週間後に入金となります。

【事業完了後】
補助金の交付を受けた者は、補助金交付申請にかかる提出書類の写し及び各種通知書類を、令和８年度から５年間（令和 13 年３月 31 日まで）は保管してください。
また、市内企業における人材確保・定着の状況確認のため、事業終了後も、札幌市または札幌市働き方改革・人材確保サポートセンターからアンケート調査や他の事業周知等を行う場合がありますのでご協力をお願いします。

よくある質問【Q＆A】

Q１　１回でも専門家派遣（コンサルティング支援）を受けていたら、補助金は交付されるのか？

Ａ１　専門家派遣（コンサルティング支援）は求人掲載前（交付申請前）に１回、求人掲載後（実績報告前）に１回の合計２回受けることが補助金交付条件となります。そのため、専門家派遣を１回しか受けられない場合は補助金不交付となります。

Q２　いつも利用している広告代理店に掲載内容等相談している。そのため専門家の派遣は必要無いが補助金の申請だけすることは可能か？

Ａ２　本補助金は、札幌市の事業として、採用等に関する専門家の支援も含めて人材確保に繋げていただくことを目的として実施しております。このため、必ず専門家派遣を受けていただける場合のみ申請が可能です。

Q３　コンサルティング支援にて、専門家から案内された求人媒体を利用しないと申請対象にならないか？

Ａ３　あくまで専門家としてアドバイスの一環になりますので、案内された求人媒体に必ず広告掲載する必要はありません。それ以外の媒体でも補助要件を満たしている場合は、申請対象になります。

Q４　求人の募集・採用は、札幌市内の事業所で行うが、勤務地が市外の場合、申請対象にならないか？

Ａ４　勤務地が完全に市外の場合は対象となりません。市内事業所が募集・採用し、主な勤務地が市内である場合（作業場所や運行場所の一部が市外の場合）は、申請可能です。ただし、掲載広告上も、それが明記されている場合に限ります。

※例外として、下記のような事例では、申請対象となる場合があります。
例⑴　市内事業所が雇用する建設・土木作業員で、作業現場の一部が札幌市外の場合
例⑵　市内事業所が雇用するトラック運転手やバス運転手で、札幌市内～札幌市外への運行業務の場合

Q５　業務の委託先や請負先などを募集するような場合や、派遣社員の求人は対象になるか？

Ａ５　市内事業所の雇用の確保を目的とした事業になりますので、市内事業所が、求人を募集し、直接雇用する場合に限ります。

Q６　他の補助金・助成金との併用はできるのか？

Ａ６　令和７年度に給付を受ける求人情報発信に係る他の公的な補助金・助成金との併用はできません。求人内容や掲載時期が異なる場合も、併用は不可となります。

Ｑ７　求人媒体を変更したいが、その際に料金も上がってしまうが変更届は必要か？

Ａ７　求人媒体の変更は軽微な変更に該当しますので、変更届は不要です。ただし、金額については、交付決定額が上限となるため変更はできません。交付決定額までの支給となります。超えた金額については申請者の負担となりますのでご承知おきください。

Ｑ８　求人の職種の変更（追加、削除）とはどのような場合か？

Ａ８　補助金の対象となる「人手不足職種」に該当することが前提ですが、交付決定後に予定していた職種の他に、追加して別の職種番号に該当する職種を募集することになった、複数職種の掲載予定だったが、募集職種を減らして掲載したなどです。

例⑴：介護施設において

介護スタッフ（「050 介護施設の職業」）を募集予定だったが、ケアマネジャー（「049 福祉・介護の専門的職業」）も募集することになった。

例⑵：建設会社において

土木工事現場監督（「008 土木施工管理技術者」）と土木作業員（「092 建設・土木作業員」）を募集予定だったが、土木工事現場監督の採用が不要になったので、土木工事現場監督は募集しないこととなった。

例⑶：保育園において

保育士（「029 保育士、幼稚園教員」）を募集予定だったが、保育士の資格がなくてもよい保育士の補助員（「030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者」）に変更し募集することとした。

Ｑ９　補助申請額の計算方法はどのようになっているか？

Ａ９　補助申請額は、補助対象経費（税抜き額）に１／２を掛け、千円未満を切り捨てた額と上限額 15 万円を比較し、低い額となります。

例⑴：補助対象経費：200,000 円の場合

200,000　×　1/2　＝　100,000（補助額）　＜　150,000 円

補助申請額：100,000 円

例⑵：補助対象経費：400,000 円の場合

400,000 円　×　1/2　＝　200,000 円　＞　150,000 円（補助額）

補助申請額：150,000 円

例⑶：補助対象経費：125,000 円の場合

125,000　×　1/2　＝　62,500 円　→（千円未満切捨）

→　62,000 円（補助額）　＜　150,000 円

補助申請額：62,000 円

記載例

各申請書は片面印刷で提出をお願いします。

（様式１）

令和７年度札幌市求人情報発信補助金
交付申請書

令和７年６月２日

（あて先）札幌市長

申請者　郵便番号　060-8611
所在地　札幌市中央区北１条西２丁目
法人・団体名　株式会社札幌市
代表者役職　代表取締役
代表者氏名　札幌　太郎

登記簿に記載の住所・役職・代表者名を記載してください。

令和７年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱第８条第１項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　補助申請額

金　140,000 円（補助対象経費：280,000 円）

２　申請者概要

事業所が市内のみの場合も、同じ人数を記載してください（空欄不可）。

業　種	医療、福祉			
常用労働者数等	・企業全体　：　50　人 ・札幌事業所分　：　15　人			
担当者	氏　名	札幌　花子		
	電話番号	011-000-0000	携帯番号	090-0000-0000
	メールアドレス	xxx@city.sapporo.co.jp		
郵送希望先 （別途指定する場合）	〒			

業種の例（日本標準産業分類）
・建設業　・運輸業、郵便業　・医療、福祉
・宿泊業、飲食サービス業　など

必ず自社に所属する社員または役員を担当者としてください。また、書類の提出期限のリマインドなどは原則一斉メールで行いますので、メールアドレスも必ずご記載ください。

郵送先を別途指定する場合、代表者個人宅は原則不可

⑴　事業計画書（様式２）
⑵　商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本又は開業届の写し
⑶　直近の市税の納税証明書（指名願）の原本
⑷　事業に要する経費及びその内訳が確認できる書類（補助対象経費に係る見積書等）
⑸　その他市長が必要と認める書類

４　宣誓（確認の上、□にチェックを入れてください。）

☑下記を満たしていることについて、宣誓いたします。

申請者は、令和７年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱第３条に規定する中小企業等であり、かつ要綱第３条に掲げる⑴～⑾いずれにも該当する。
⑴　過去（令和６年度）に本市の求人情報発信補助金の交付を受けた事業者ではない。
⑵　令和７年度において、求人情報発信に係る他の補助制度の交付を受けた事業者ではない。
⑶　市内に事業所を有し、かつ市内で事業を営んでいること。
⑷　令和７年度の本補助金において、同代表者が重複して申請又は交付決定を受けていないこと（代表者が同一の場合、いずれか１社のみ申請可）。
⑸　国又は地方公共団体から資本金その他これらに準ずるものの４分の１以上の出資を受けている者でないこと。
⑹　市税を滞納している者でないこと。
⑺　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
⑼　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条に規定する政治団体に該当する者でないこと。
⑽　補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
⑾　重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

５　同意（確認の上、□にチェック入れてください。）

☑下記について、同意いたします。

⑴　本補助金は、求人広告媒体への掲載前・掲載後に札幌市働き方改革・人材確保サポートセンターの専門家派遣を２回利用することを条件として交付するものであるため、利用がない、又は１回しか利用がない場合は、補助金の交付対象とならないこと。
⑵　補助対象の求人広告媒体は、申請した職種に関するもののみ対象となるため、利用明細等で申請した職種や経費の内訳をお示しいただけない場合は補助金の対象外となること。
⑶　補助金の審査を進める中で、札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター（はたサポ）が必要と認める場合は、申請者に確認の上で、掲載内容についてはたサポから、求人媒体の企業（契約予定業者）に問い合わせる場合があること。
⑷　「４　宣誓」に掲げる⑴～⑾のうちいずれかを満たさなくなった場合、遅滞なく報告すること。
⑸　補助金の交付を受ける前に「４　宣誓」に掲げる⑴～⑾のうちいずれかを満たさなくなった場合、補助金の交付を受けないこと。
⑹　補助金の交付を受けた後に「４　宣誓」に掲げる⑴～⑾のうちいずれかを満たさなくなった場合、市長の指示に従い補助金の全部又は一部を返還すること。

（様式２）

令和７年度札幌市求人情報発信補助金
事業計画書

（法人・団体名）　株式会社札幌市

求人情報を掲載する広告媒体の名称	（就職情報サイト、求人情報誌、新聞広告等） アルバイトタロウ
契約予定業者名	アルバイトタロウ株式会社
求人情報の掲載予定期間	開始日　令和７年７月１日 終了日　令和７年９月 30 日（13 週間）
掲載する求人の職種 （該当する職種にチェック）	□「008　建築・土木・測量技術者」 □「029　保育士、幼稚園教員」 □「030　学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者 ☑「049　福祉・介護の専門的職業」 ☑「050　施設介護の職業」 □「051　訪問介護の職業」 □「055　飲食物調理の職業」 □「059　警備員」 □「062　看守・消防員」 □「063　その他の保安の職業」 □「075　機械整備・修理工」 □「083　貨物自動車運転の職業」 □「084　バス運転の職業」 □「085　乗用車運転の職業」 □「086　その他の自動車運転の職業」 □「092　土木の職業」 □「096　清掃・洗浄作業員」
募集予定の職名 （求人広告タイトル）	①支援相談員　②介護職員
掲載する具体的な求人内容	【業務内容】 ①デイサービスでの生活指導や相談、助言 ②デイサービスでの介護業務全般 【雇用形態】 □ 正社員　□ 契約社員　☑アルバイト／パート 【就業場所（勤務地）】 札幌市中央区北１条西２丁目　デイサービス大通園
採用予定数	①1 人　②２人

営業所名、施設名、住所等を記載してください。

（様式５）

令和７年度札幌市求人情報発信補助金
補助対象事業（変更・中止）承認申請書

令和７年６月20日

（あて先）札幌市長

登記簿に記載の住所・役職・代表者名を記載してください。

申請者
郵便番号　060-8611
所在地　札幌市中央区北１条西２丁目
法人・団体名　株式会社札幌市
代表者役職　代表取締役
代表者氏名　札幌　太郎

令和７年○月△日付札雇第●●●●●号により交付決定のあった次の事業について、次のとおり（変更・中止）したいので、令和７年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱第10条第１項の規定により、次のとおり申請します。

１　（変更・中止）の理由

支援相談員（049 福祉・介護の専門的職業）と介護職員（050 施設介護の職業）を募集予定だったが、支援相談員が求人掲載前に採用できたため、募集しないこととなった。

２　（変更・中止）の内容

募集する求人職種（049 福祉・介護の専門的職業）の中止

３　変更後交付申請額　※変更の場合

金　120,000　円

４　添付書類　※変更の場合

⑴　変更後の補助対象事業に係る事業計画書（様式２）
⑵　変更後の補助対象経費に係る見積書等
⑶　代表者や所在地を変更する場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※個人事業主等の場合は、変更の事実が確認できる書類
⑷　その他、参考となる書類

（様式２）

※補助対象事業（変更・中止）承認申請書に添付して
変更後の事業計画書も提出してください。

令和７年度札幌市求人情報発信補助金

事業計画書

（法人・団体名）　株式会社札幌市

求人情報を掲載する広告媒体の名称	（就職情報サイト、求人情報誌、新聞広告等） アルバイトタロウ
契約予定業者名	アルバイトタロウ株式会社
求人情報の掲載予定期間	開始日　令和７年７月１日 終了日　令和７年９月 30 日（13 週間）
掲載する求人の職種 （該当する職種にチェック）	□「008　建築・土木・測量技術者」 □「029　保育士、幼稚園教員」 □「030　学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者」 □「049　福祉・介護の専門的職業」 ☑「050　施設介護の職業」 □「051　訪問介護の職業」 □「055　飲食物調理の職業」 □「059　警備員」 □「062　看守・消防員」 □「063　その他の保安の職業」 □「075　機械整備・修理工」 □「083　貨物自動車運転の職業」 □「084　バス運転の職業」 □「085　乗用車運転の職業」 □「086　その他の自動車運転の職業」 □「092　土木の職業」 □「096　清掃・洗浄作業員」
募集予定の職名 （求人広告タイトル）	介護職員
掲載する具体的な求人内容	【業務内容】 デイサービスでの介護業務全般 【雇用形態】 □ 正社員　□ 契約社員　☑ アルバイト／パート 【就業場所（勤務地）】 札幌市中央区北１条西２丁目　デイサービス大通園
採用予定数	２人

営業所名、施設名、住所等を記載してください。

（様式５）

令和７年度札幌市求人情報発信補助金
補助対象事業（変更・中止）承認申請書

令和７年８月18日

（あて先）札幌市長

登記簿に記載の住所・役職・代表者名を記載してください。

申請者　郵便番号　060-8611
所在地　札幌市中央区北１条西２丁目
法人・団体名　株式会社札幌市
代表者役職　代表取締役
代表者氏名　札幌　太郎

令和７年〇月△日付札雇第●●●●●号により交付決定のあった次の事業について、次のとおり（変更・中止）したいので、令和７年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱第10条第１項の規定により、次のとおり申請します。

１　（変更・中止）の理由

求人募集を中止するため

２　（変更・中止）の内容

補助金申請の中止

３　変更後交付申請額　※変更の場合

金　　円

４　添付書類　※変更の場合

⑴　変更後の補助対象事業に係る事業計画書（様式２）
⑵　変更後の補助対象経費に係る見積書等
⑶　代表者や所在地を変更する場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※個人事業主等の場合は、変更の事実が確認できる書類
⑷　その他、参考となる書類

（様式７）

令和７年度札幌市求人情報発信補助金
補助対象事業実績報告書

令和 7 年 10 月 27 日

（あて先）札幌市長

申請者　郵便番号　060-8611
所在地　札幌市中央区北１条西２丁目
法人・団体名　株式会社札幌市
代表者役職　代表取締役
代表者氏名　札幌　太郎

登記簿に記載の住所･役職･代表者名を記載してください。

令和７年度札幌市求人情報発信補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

１　補助対象事業実績額

金　120,000 円　（補助対象経費：　240,000　円）

２　交付決定額と補助事業実績額の差異

交付決定額	120,000 円	☑ 差異なし ☐ 差異あり
補助事業実績額	120,000 円	
差異理由　（※金額に差異がある場合は、理由を記載してください。）		

３　補助対象事業の実施期間

事業開始日※1 令和 7 年 ○月 △日　事業完了日※2 令和　7 年 10 月 27 日

※1.事業開始日とは、交付決定通知書の日付を指す。
※2.事業完了日とは、広告媒体への掲載、採用活動及び掲載料の支払いが全て完了した日を指す。

4　連絡先等

担当者	氏　名	札幌　花子		
	電話番号	011-000-0000	携帯番号	090-0000-0000
	メールアドレス	xxx@city.sapporo.co.jp		
郵送希望先 （別途指定する場合）	〒			

必ず自社に所属する社員または役員を担当者としてください。
また、書類の提出期限のリマインドなどは原則一斉メールで行いますので、メールアドレスも必ずご記載ください。

5　振込先について

口座名義は、通帳の印字どおり記載してください（「カタカナ」は大文字、「カ)」、「スペース」の記載にご注意ください）。

口座名義	カナ	カ)サッポロシ	
	名義	株式会社札幌市	
銀行･支店名	らいらっく　銀行		札幌駅前　支店
預金種目	☑ 普通　　□ 当座　　□ 別段		
口座番号	0000000		

※　補助申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状の提出が必要（通帳の写し等、振込先口座名義及び口座番号が確認できる書類だけでは不可）

6　添付書類

⑴　事業実施結果（様式８）
⑵　領収書の写し（宛名に申請者の法人・団体名が記載され、補助対象経費と金額が一致しており、経費の内訳がわかるもの。内訳がわからない場合は領収書に加えて内訳がわかる請求書等の写しも提出すること。）
⑶　利用した広告媒体における実際の求人掲載画面を印刷したものか求人掲載紙面の写し（※求人広告掲載前の元原稿等は不可）
⑷　通帳の写し等、振込先口座名義及び口座番号が確認できる書類
⑸　その他市長が必要と認める書類

（様式８）

令和７年度札幌市求人情報発信補助金
事業実施結果

（法人・団体名）　株式会社札幌市

１　求人掲載内容

求人情報を掲載した広告媒体の名称	（就職情報サイト、求人情報誌、新聞広告等） アルバイトタロウ
契約業者名	アルバイトタロウ株式会社
求人情報の掲載期間	開始日　令和７年７月１日 終了日　令和７年９月30日（13週間）
掲載した求人の職種 （該当する職種にチェック）	□「008　建築・土木・測量技術者」 □「029　保育士、幼稚園教員」 □「030　学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者」 □「049　福祉・介護の専門的職業」 ☑「050　施設介護の職業」 □「051　訪問介護の職業」 □「055　飲食物調理の職業」 □「059　警備員」 □「062　看守・消防員」 □「063　その他の保安の職業」 □「075　機械整備・修理工」 □「083　貨物自動車運転の職業」 □「084　バス運転の職業」 □「085　乗用車運転の職業」 □「086　その他の自動車運転の職業」 □「092　土木の職業」 □「096　清掃・洗浄作業員」
募集した職名（求人広告タイトル）	介護職員
掲載した具体的な求人内容 （複数掲載の場合、全て記載）	【業務内容】 デイサービスでの介護業務全般 【雇用形態】 □ 正社員　□ 契約社員　☑ アルバイト／パート 【就業場所（勤務地）】 札幌市中央区北１条西２丁目　デイサービス大通園

営業所名、施設名、住所等を記載してください。

２　採用結果

<table>
<tr><td rowspan="6">応募者数</td><td colspan="2" rowspan="6">8　人</td><td>10 代</td><td>人</td></tr>
<tr><td>20 代</td><td>5 人</td></tr>
<tr><td>30 代</td><td>2 人</td></tr>
<tr><td>40 代</td><td>1 人</td></tr>
<tr><td>50 代</td><td>人</td></tr>
<tr><td>60 代以上</td><td>人</td></tr>
<tr><td rowspan="6">採用者数
※</td><td colspan="2">2　人
＜職種別内訳＞</td><td>10 代</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5"></td><td>20 代</td><td>2 人</td></tr>
<tr><td>30 代</td><td>人</td></tr>
<tr><td>40 代</td><td>人</td></tr>
<tr><td>50 代</td><td>人</td></tr>
<tr><td>60 代以上</td><td>人</td></tr>
<tr><td></td><td>職種</td><td>人数</td><td colspan="2" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>介護職員</td><td>2 人</td></tr>
<tr><td></td><td>人</td></tr>
<tr><td></td><td>人</td></tr>
</table>

※採用者数については、報告日時点で内定段階の者が含まれる場合、内定者を含んだ人数